

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和5年8月2日付けで行った「令和〇年〇月〇日 児童通告書（生安〇〇号）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定については、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年7月21日付けで実施機関に対し、「〇〇〇〇年〇月〇日付の児童通告書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和5年8月2日付けで本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和5年11月6日付けで実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和6年1月11日付けで、実施機関から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和6年2月5日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書

「通告理由及び処遇意見」は、私が児童虐待をしていると、〇〇警察署長が判断した理由やそれに関する意見なので、私の個人情報に該当する。例えば、「通告理由及び処遇意見」の最初の部分に「〇〇（〇〇歳）から当署に電話で＜黒塗り部分＞との相談により認知した」と記載されている。辞書で確認したところ、「認知」とは「ある事柄をはっきりと認めること」と説明されていた。黒塗り部分があるため、断言できないが、開示部分から判断する限り、ここに記載されている「認知」とは、この「児童通告書」を行うことになった事柄を、はっきりと認めたということを指し、黒塗り部分がこの「認知」をするにあたっての判断材料になったと読み取れるので、これは私の個人情報に該当する。

黒塗り部分が、認知と関係ないのであれば、例えば、「〇〇（〇〇歳）からの当署への電話相談により、自宅に臨場したところ」のような記載になっているはずである。

また、担当者の官職氏名の氏名が非開示となっているが、令和〇年〇月〇日に警察官が臨場した際に、私は警察手帳で臨場した警察官が、警部補 〇〇氏であることを確認しているし、令和〇年〇月〇日に〇〇児童相談所の〇〇様から、この児童通告書に基づく電話連絡をいただいた際に、その電話で担当者が〇〇氏であることを確認している。したがって、個人情報保護に関する法律第78条第1項第2号のイの例外に該当し、非開示としていることは適切でない。

(3) 反論書

私が今回開示請求している「令和〇年〇月〇日付の児童通告書（児童：〇〇、保護者：〇〇）」は、私が子である〇〇に対して児童虐待を行っていることを〇〇警察署長が〇〇児童相談所長に通告している書面である。これは、私が児童虐待をして

いることを通告している書面なので、これは私の個人情報に該当する。

審査請求書に参考資料として添付した群馬県個人情報保護審議会諮問事件番号第34号（平成25年12月11日）の事例は、処分庁が開示請求の対象となるのは「自己の個人情報」であるが、特定の相談事実に関する情報は相談者本人の個人情報であり、相談者本人以外の者が開示請求することは出来ないとして非開示としたが、請求者が、相談内容が請求者に関することなので、請求者の個人情報であると主張して、審査請求をしたものである。私の今回の審査請求は本質的にこの事例と類似していると思われる。なお、この事例では審議会は、処分庁の決定は、妥当ではなく、これを取消して改めて決定を行うべきであるとの結論を出している。

また、担当者の官職氏名の氏名が非開示となっているが、私は警察手帳規則に基づいて、臨場したのが、令和〇年〇月〇日に警部補〇〇氏であることを確認しているので、処分庁の主張は失当だと思われる。令和〇年〇月〇日に〇〇児童相談所の〇〇様から、この児童通告書に基づく電話連絡をいただいた際に、その電話で、児童通告書に担当者として〇〇氏が記載されていることを確認している。処分庁が口頭で情報開示したにもかかわらず、書面では非開示とした対応には矛盾も感じている。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

審査請求人は「私の個人情報」と主張しているが、開示しなかった情報については開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人を識別することができる個人の情報であるため、本件処分について違法性は認められない。

審査請求人は担当者の官職氏名について法第78条第1項第2号のイに該当すると主張しているが、担当者の氏名については、当該情報を開示することを定めている法令の規定はない。

また、本人が知ることができたとしても、それは個別的な事例にとどまり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えない。

よって本件処分には違法性は認められない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和5年6月29日付けで〇〇警察署長から提出された児童通告書である。

審査請求人は、児童通告書のうち「通告理由及び処遇意見」は審査請求人自身の個人情報に、「担当者の官職氏名」は法律第78条第1項第2号イに該当するため不開示としたことは適切ではないとして本件処分の取消しを求めているので、以下検討する。

(2) 法律第78条第1項第2号について

法律第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。そして、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又はハ「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

ア 通告理由及び処遇意見について

実施機関は、開示することにより開示請求者以外の個人を識別することができる情報であるため法律第78条第1項第2号に該当すると主張する。

当審査会が不開示部分について見分したところ、確かに別表に掲げる部分以外には開示請求者以外の個人の発言内容や行動が記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であることが認められた。

しかしながら、別表に掲げる部分は、開示請求者以外の個人を識別することができる情報ではあるが、家族であれば当然確認、把握している情報であることから、慣行として知ることができると認められ、法律第78条第1項第2号ただし書

イに該当し、開示すべきである。

イ 担当者の官職氏名について

実施機関は担当者の官職氏名について法律第78条第1項第2号に該当し、本人が知ることができたとしても、それは個別的な事情にとどまり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないとして不開示としている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該不開示情報には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法律第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する事情も認められない。

(3) その他

審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 6 年 1 月 1 1 日	諮問（諮問第183号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和 6 年 2 月 5 日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和 6 年 3 月 2 7 日	答申

別表

開示すべき部分	
通告理由及び処遇意見	15行目の22文字目から16行目の4文字目まで

※ 注意点（文字の数え方）

- 1 「、」、「。」、「「」、「」」は、1文字と数える。
- 2 文字及び行のスペースは数えない。
- 3 行の文字数は、全て左から数える。